

2009年3月4日

栃木県保健福祉部生活衛生課
食品安全推進担当 御中

とちぎ食の安全ネットワーク
代表 竹内 明子

平成21年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）への意見（案）

早春の候、貴栃木県におかれては、日頃より県民の健康保護の為に、食品の安全確保へのご尽力に感謝申し上げます。

また、平成16年（2004年）度から始まりました、栃木県食品衛生監視指導計画（案）へのパブリックコメントも6年目を迎えられ、内容が充実されてきておりますことへの評価と共に、一層の充実に向けた努力を期待致します。

平成20（2008）年は、中国製冷凍餃子の問題、一連の原料偽装の問題、その他食の安全をめぐって、県民に不安と健康被害を懸念させる状況が続きました。

今年は、監視指導計画の項目に関連して、意見を提出させていただきます。

以下、食品衛生監視指導計画（案）の項目番号に沿って関連する意見を、提出させていただきます。

第3 監視指導等の実施体制及び関係機関との連携に関する事項

3 関係機関との連携

(1) ア 特に、茨城県、群馬県及び宇都宮市とは、輸入食品等の検査情報の共有に努める。とあります。中国製冷凍餃子の問題に見られる食品の広域流通を想定すると、上記の県や市以外とも連携が必要になるものと考えますので、隣接県含めた広域的な情報共有を要望します。

(2) 中核市（宇都宮市）との連携

宇都宮市とは、栃木県との日常的に連携が強化されているものと考えております。宇都宮市の食品安全条例の施行や、食品安全推進計画の策定がされようとする時期だけに、一層の連携強化を要望します。

(3) 農林水産省（栃木農政事務所）との連携

ア JAS法に基づく食品の表示などと食品の安全性確保から、年度2回合同監視が行われておりますが、特に消費者の視点から流通している食品の監視について、情報共有など日常的な連携強化を要望します。

イ 牛の固体識別・・・(トレーサビリティ法)は、消費者の国産牛肉に対する信頼性の基礎の一つとなっていることから、帳票管理、表示の徹底など、連携強化を要望します。

(4) 庁内関係部局

ア (ア) 残留農薬、動物用医薬品等の検査結果に関する情報の共有

栃木県庁内の情報の共有は、最も基本となることから常時実施されているものと考えておりますが、特に農政部、保健福祉部の日常的な連携の強化を要望します。

(イ) 家畜伝染病の発生状況等に関する情報の共有

高病原性鳥インフルエンザが、愛知県で発生し対策が進められておりますが、いつ栃木県で発生するか予断が許されない環境にあります。こうした家畜伝染病の発生状況等について、予防対策を含めた啓発・指導・監視を要望します。

第4 監視指導の実施に関する事項

2 監視指導事項

(2) 重点監視指導事項

ア 食品等事業者における記録の作成及び保存の徹底

事故米穀の不正規流通問題・・・記録の作成及び保存とありますが、中国製冷凍餃子の問題の時、食品の包材における異臭などの報告があり、そうした流通過程における管理の指導、また、それらの記録がある場合は、内容点検などの監視も、今後は必要になるものと考えております。

(5) 食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

フードチェーンの各段階の区分に応じて監視指導を実施することは、重要なことと考えております。併せて、今後は事業者に応じたフードディフェンスの視点を加えた指導が、行われることを要望します。

4 食品等の検査に関する事項

(2) 主な試験検査の内容

エ アレルギー物質含有食品検査

今日、アレルギーに悩む人が増え、その対象品目も増加の傾向にあります。一方、事業者から見ると製造段階や食品の表示など、注意すべき項目が増加し、実務上の負担も増加しているものと考えます。しかし、アレルギーの方からは、一つのミスが健康被害に繋がりがねず、より徹底した製造、表示の管理が求められています。事業者への啓発を含めた指導の充実を要望します。

項目外になるものと考えますが、平成20（2008）年度は事故米の問題が発生し、輸入米におけるかび米の流通実態があることが判明し、農水省では既に対策が取られているものと受け止めております。しかし、政府管理米だけでなく、食品におけるかび毒の発生は常にあり得るとの視点から、検査項目の検討をいただきたいと考えます。

第5 違反を発見した場合の対応に関する事項

2 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応

(4)・・・検査命令を行う。(5)悪質な違反については告発を行う。

近年の事例では、傷んだ肉を使い加工食品を製造する、悪質な事例が見られました。こうした場合には、告発を含めて検討することは食品安全を確保する意味でも、必要なことと考えます。

第8 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項

2 情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

(1) 県民に対する食の安全についての啓発、学校教育の中での理解は、食育含め必要なことと考えております。・・・ホームページ、広報媒体等を活用とありますように、複数の手段を通じた相乗的な情報提供がないと、一方的な情報に流されたり、県民の不安が増幅するなどの可能性も生じます。問題発生時には、特に迅速な情報提供と共に、日常的なリスクの充実を要望します。

項目外になりますが、BSE問題での全頭検査について、現在でも消費者、科学者、事業者の意見が、それぞれあるように受け止めております。安全性評価と食の安全への信頼の問題は、短期には一致にくいものですが、現時点でもBSE問題でのリスクは、更に必要性があると考えます。

第10 食品衛生に係わる人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 食品衛生監視員・・・検査員に関する事項

今日、食の安全確保は消費者・事業者・行政間の信頼関係だけでは、充分検証できないことから、行政の指導と監視の重要性が増しているものと考えます。

また、食の安全は、最終的に人によって行われることから、携わられる方々の養成、資質の向上に向けた研修など、一層充実されることを要望します。

2 食品等事業者における自主的衛生管理を担う者に関する事項

食品の安全確保は、第1義的に食品等の製造・加工・流通事業者によって担われるものですが、その規模や設備、従事者への教育・訓練、専門的な人材の確保や配置には、大きな差があるものと受け止めております。

食品等事業者による自主的衛生管理の推進と県内全体で食の安全性の向上ができるような、継続的な啓発と指導、事業者に応じた支援を要望します。

以上